

熊本県応急入院指定病院指定要領

1 応急入院指定病院の指定基準

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生大臣の定める基準（昭和63年4月8日付け厚生省告示第127号）」及び「応急入院指定病院の指定等に係る事務取扱要領（平成12年3月30日付け障精第23号、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）」に定める次の基準を満たすこと。

- ① 精神保健指定医が2名以上常勤で勤務していること。
- ② 精神保健指定医1名以上及び看護師等3名以上が、あらかじめ定められた日（県の運用上は常時）に、適時、応急入院者及び医療保護入院者の医療及び保護を行う体制（オンコールを含む。）にあり、他の入院患者の医療及び保護に支障を来すおそれがないこと。
- ③ 精神科病棟において看護を行う看護師、准看護師の数が、当該病棟の入院患者3人あたり1人と、その端数が生じた場合にはさらに1人を加えた数以上であること。
- ④ 応急入院者及び医療保護入院者のための病床として、②に定める日に1床以上確保していること。
- ⑤ 応急入院者及び医療保護入院者の医療及び保護を行うにつき必要な検査（頭部コンピュータ断層撮影（CT）、脳波検査、基礎的な血液検査等）が速やかに行われる体制にあること。なお、これら検査については、必要に応じて他の医療機関の協力が得られていて速やかに検査が行われる体制がある場合には、精神科病院において整備することを必ずしも要しないこと。
- ⑥ 超過入院がないなど、医療法等各種法令を遵守していること。

2 指定申請手続き等について

(1) 提出書類

応急入院指定病院の指定を希望する精神科病院の開設者は、次の申請書及び添付書類に必要事項を記入のうえ、1部作成し申請すること。

- ① 関係書類の提出について（添付書類一覧）
- ② 承諾書（様式1）
- ③ 指定を受ける病院の概要（様式2）
- ④ 医療及び保護を行うにつき必要な検査が速やかに行われる体制整備状況（様式3）
- ⑤ 特定医師実務経験証明書（様式4）
- ⑥ 精神保健指定医の証の写し

(2) 提出先及び提出時期

- ① 提出先
県庁障がい者支援課あてに1部提出すること。

② 提出時期

新規の指定申請は随時受け付けるものとする。

なお、更新申請（指定の見直し）については指定期限に達する1月前に県から通知し、次項（3）②の取扱いとする。

（3）留意事項

① 指定通知書の発行等

指定申請後、所要の要件を満たすことが確認された精神科病院については、概ね1月以内に、指定通知書を発行するとともに、当該精神科病院の名称及び所在地を熊本県公報により公告する。（応急入院指定病院の指定等に係る事務取扱要領（別紙2）（以下、「取扱要領」という。）1（2）のオ）。

② 指定の見直し

原則として3年の期限を付して指定し、3年ごとに更新する。（取扱要領1（2）のカ）

ただし、本要領適用後1回目の更新は、平成21年7月31日を期限として行う。

③ 指定の取消し

知事は、応急入院指定病院の指定を受けた病院が法第33条の7第6項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（別紙1）に適合しなくなったと認めたときは、その指定を取り消すことができるものとする。

附 則

本要領は、平成18年11月13日から施行し、平成18年11月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成24年6月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成27年6月25日から施行する。

（添付書類）

別紙1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準

別紙2 応急入院指定病院の指定等に係る事務取扱要領（写し）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の七第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準

(昭和63年4月8日厚生省告示第127号)

(最終改正：平成26年3月14日厚生労働省告示第78号)

精神保健法(昭和25年法律第123号)第33条の4第1項の規定に基づき、厚生大臣の定める基準を次のように定め、昭和63年7月1日から適用する。

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医1名以上及び看護師その他の者3名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、法第33条の7第1項第1号に掲げる者及び法第34条第1項から第3項までの規定により移送される者(以下「応急入院者等」という。)に対して診療応需できる態勢を整えていること。
- 2 当該精神科病院の病棟において看護を行う看護師及び准看護師の数が当該病棟の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えた数以上であること。ただし、地域における応急入院者等に係る医療及び保護を提供する体制の確保を図る上でやむを得ない事情がある場合にはこの限りでない。
- 3 応急入院者等のための病床として、第1号に規定する日に、1床以上確保していること。
- 4 応急入院者等の医療及び保護を行うにつき必要な検査が速やかに行われる体制にあること。
- 5 法第33条の7第2項後段の規定による措置を採ろうとする精神科病院にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 当該措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。
 - ロ 当該精神科病院に入院中の者に対する行動の制限がその症状に応じて最も制限の少ない方法により行われているかどうかを審議するため、行動制限最小化委員会を設けていること。

○応急入院指定病院の指定等について

平成二二・三・三〇 障精二三
各都道府県・各指定都市精神保健福祉
主管部(局)長宛 厚生省大臣官房障害
保健福祉部精神保健福祉課長通知

改正 平一三障発一五七・平一八障精発〇九二九〇〇二・
障精発一二二二〇〇一・平二三障精発〇二二八第
一・平二六障精発〇二二四第二

応急入院指定病院の指定等については、これまで昭和六十三年五月十三日健医精発第一六号厚生省保健医療局精神保健課長通知「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について」中の第五「入院制度に関する事項」の4の(3)「応急入院について」に基づき行われてきたところである。

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十五号)により、緊急に入院が必要となる精神障害者を移送する規定が設けられ、また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十三条の四第一項の規定に基づき、厚生大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件(平成十二年三月厚生省告示第百六号)により、応急入院指定病院の指定基準が改正され、平成十二年四月一日から施行されること等に伴い、別添のとおり新たに要領を定めたので、適切な運用に努められるとともに、応急入院指定病院の指定の促進に向けた関係団体、関係機関に対しての周知徹底及び精力的な助言指導をお願いしたい。

なお、平成八年三月二十一日健医精第二二二号「応急入院指定病院の指定の促進について」は廃止する。

別添

1 応急入院指定病院の指定等に係る事務取扱要領

1 応急入院指定病院の指定について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第三十三条の七第一項の規定による都道府県知事(指定都市にあつてはその長。以下同じ。)の指定(以下「応急入院指定病院の指定」という。)は、法第三十三条の七第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(昭和六十三年四月厚生省告示第百二十七号。以下「指定基準」という。)に適合する精神科病院について行うこととされているところであるが、応急入院指定病院の指定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。

(1) 指定基準の考え方について

ア 診療応需の体制について
指定基準の第一号中、法第十八条第一項の規定により指定された精神保健指定医(以下「指定医」という。)一名以上及び看護師その他の者三名以上が法第三十三条の七第一項第一号に掲げる者及び法第三十四条第一項から第三項までの規定により移送される者(以下「応急入院者等」という。)に対して、「診療応需の態勢を整えていること」とは、当該精神科病院の医療従事者のうち指定医一名以上及び看護師その他の者三名以上が応急入院者等の医療及び保護を行う体制(オンコールを含む)にあり、かつ、それぞれの医療従事者が応急入院者等の診療に当たることが、他の入院患者の医療及び保護に支障をきたすようなことがないものをいうこと。

なお、看護師その他の者とは、看護師、准看護師及び精神保健福祉士を指すこととしていること。
イ 例外規定について
指定基準の第二号ただし書中「やむを得ない事情」については、当該地域(おおむね二次医療圏)において同号の基準の本則を満たす精神科病院がなく、かつ、応急入院制度及び移送制度を適用する必要性が高いと認められる場合をいうものであること。

ウ 空床の確保について

指定基準の第三号中「第一号に規定する日」については、都道府県における精神科救急医療体制及び法第三十

四条による移送が円滑に行われる圏域において、複数の応急入院指定病院が指定されている場合、当該圏域において、年間を通じて終日、患者が受け入れられるよう体制を整備するための規定であること。なお、このことは当該圏域において同日に複数の病院が患者を受け入れられる体制の整備を妨げるものではないこと。

エ 必要な検査について

指定基準の第四号中「必要な検査」とは、頭部コンピュータ断層撮影(CT)、脳波検査、基礎的な血液検査等をいうものであること。なお、これら検査については、必要に応じて他の医療機関の協力が得られていて速やかに検査が行われる体制がある場合には、当該精神科病院において整備することを要しないものであること。

オ 特例措置について

法第三十三条の七第二項後段の規定による特例措置を採る精神科病院を指定する場合については、都道府県において、精神科病院からの別添様式1及び別添様式2による申出に基づき、事後審査委員会及び行動制限最小化委員会の設置、特定医師の配置を確認の上指定すること。

都道府県知事は、指定を受けた精神科病院の開設者に対し、指定を受けた精神科病院名、指定を受けた年月日、所在地及び開設者名を記載した別添様式3に定める指定書を発行するものとする。

① 事後審査委員会について

指定基準の第五号中「事後審査委員会」とは、特例措置を採る場合の診察の判断の妥当性について検証する院内事後審査を行うための委員会(複数の職種により構成)をいうものであること。

② 行動制限最小化委員会

指定基準の第五号中「行動制限最小化委員会」とは、院内に設置する行動制限のモニタリング及び最小化を促すための委員会であり、月一回以上開催していること。なお、診療報酬点数の医療保護入院等診療料を算定するために設置する「行動制限最小化委員会」

を当該委員会と見なすことが可能である。

③ 特定医師について

特定医師（法第二十一条第四項に規定する特定医師をいう。以下同じ。）が配置されていること。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）（以下「規則」という。）第五条の三第二号中「精神障害の診断又は治療に従事した経験」を算定するに当たつての考え方は、法第十八条第一項第二号において定める精神保健指定医におけるそれと同様とする。

規則第五条の三第三号中「精神障害の診断又は治療に従事する医師として著しく不相当と認められる者」とは、法第十九条の二において定める精神保健指定医の取消し事由と同様の考え方とする。

指定後、申出時に届け出た特定医師に変更が生じた場合は、一〇日以内に都道府県知事に別添様式2及び別添様式3の別添を届け出ること。

(2) 指定基準の運用等について

ア 人員配置の基準について

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十一条第一項第一号の規定に基づく人員配置基準を下回っている精神科病院については、指定基準の第二号ただし書中「やむを得ない事情」に拘わらず、応急入院指定病院の指定を行わないものであること。

イ 指定医の数

指定医二名以上が常勤で勤務している病院を指定すること。ただし、地域における応急入院者等に係る医療及び保護を提供する体制の確保を図る上でやむを得ない事情があるような場合には、この限りではない。

ウ 精神科救急医療体制との関連について

応急入院制度は、精神科救急医療体制を有効に運用することが必要となる入院形態であるから、「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」（平成二十年五月二十六日障発第〇五二六〇〇一号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）による精神科救急医療施設であ

つて、指定基準の本則を満たしている病院に対しては、応急入院指定病院の指定を行うことが望ましいこと。

エ 計画的な指定について

応急入院指定病院の指定に当たつては、応急入院者等の受入れ及び法第三十四条による移送が円滑に行われるために、都道府県ごとに必要な圏域で計画的に指定を行うこと。

オ 応急病院指定病院の指定に係る報告について

都道府県知事は、応急入院指定病院の指定を行った場合においては、別添様式4により本職に報告を行われたこと。また、指定後については、当該精神科病院の名称及び所在地を都道府県公報等により公告し、併せて関係機関に連絡するなど応急入院制度の適正かつ円滑な運営に必要な措置を講じらるべきこと。

なお、指定基準の第二号ただし書の特例を適用して指定を行った場合は、その旨を別添様式4の特記事項の欄に記載されたいこと。

カ 応急入院指定病院の指定の見直しについて

応急入院指定病院の指定は、原則として三年の期限を付して指定し、三年ごとに見直しを行い、更新すること。

2 指定の取消し等について

都道府県知事は、指定の取消しを行った場合においては、別添様式5により、特例措置を採ることができる応急入院指定病院の基準を満たさなくなった場合においては、別添様式6により本職に報告を行われたいこと。また、取消し等の後については、当該精神科病院の名称及び所在地を都道府県公報等により公告し、併せて関係機関に連絡するなど応急入院制度の適正かつ円滑な運営に必要な措置を講じらるべきこと。

3 その他について

応急入院制度については厳に適正な運用が要請されることにかんがみ、都道府県知事は、各応急入院指定病院からの法第三十三条の七第五項の規定による届出の状況に十分留意し、応急入院の実態の把握に努められたいこと。

様式 1

承 諾 書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条の 7 第 1 項の規定に基づき、当病院を熊本県応急入院指定病院として指定されることを承諾します。

なお、応急入院指定病院に関する条件は堅く遵守します。

令和 年 月 日

医療機関所在地

医療機関名称

開設者氏名

印

熊本県知事

様

様式2

指定を受ける病院の概要

1	精神科病院名			
2	所在地			
3	開設者名			
4	管理者名			
5	許可病床数	(総数)	床	
		(うち精神病床)	床	
6	うち措置指定病床数			床
7	勤務医師数	(総数)	常勤 人 / 非常勤 人	
		8 うち精神保健指定医数	常勤 人 / 非常勤 人	
		9 うち特定医師数	常勤 人 / 非常勤 人	
10	勤務看護師数	常勤 人 / 非常勤 人		
11	勤務准看護師数	常勤 人 / 非常勤 人		
12	勤務看護補助者数	常勤 人 / 非常勤 人		
13	勤務精神保健福祉士数	常勤 人 / 非常勤 人		
14	看護体制	(1) 看護師及び准看護師の合計		
		() 人		
14	看護体制	(2) 入院患者に対する上記(1)の人員の比率		
		(対 1)		
15	入院患者数	人		
(平成 年 月 日 現在)	16	うち措置入院者数	人	
	17	うち医療保護入院者数	人	
18	応急入院者のために確保する病床数	床		
19	応急入院指定病院	指定(されている・されていない)		
20	精神科救急医療施設	精神科救急医療施設(である・ではない)		
21	夜間・救急受入件数	年間約	件	
22	事後審査委員会	氏名	(職種)	
		・		
		・		
23	行動制限最小化委員会	開催回数()回/月		
		参加メンバー (職種)		
		・		
		行動制限最小化基本指針の作成日時		
		平成 年 月 日		
		研修会の実施頻度		
		開催回数()回/年		

- ① 9、19～23は特例措置を採る精神科病院のみ記載すること。
- ② 14看護体制については応急入院及び特例措置による患者を受け入れる病棟について記述すること。
- ③ 「23行動制限最小化委員会」中「行動制限最小化基本指針」とは、行動制限についての基本的考え方や、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り込んだ基本指針をいうものであること。
- ④ 「23行動制限最小化委員会」中「研修会」とは、当該精神科病院における精神科診療に携わる職員すべてを対象とした、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会をいうものであること。
- ⑤ 指定基準の第2号ただし書き中「やむを得ない事情」による指定の場合は、「24特記事項」の欄に、その旨を記載すること。

様式3

医療及び保護を行うにつき必要な検査が速やかに行われる体制の整備状況

令和 年 月 日現在

設備名		備考・特記事項	
			無の場合の協力医療機関（*）
応急入院患者用の病床	有・無	あらかじめ定められた日に確保する病床数（ ）床	
頭部コンピューター断層撮影装置(CT)	有・無	有の場合は、保健所提出の『病院使用許可申請書』の写しを添付	
脳波計	有・無		
酸素吸入装置	有・無		
吸引装置	有・無		
血液検査機器	有・無		

（*）検査について、他の医療機関の協力を得て速やかに行われる場合は、「備考・特記事項」欄にその医療機関名を明記すること。

(様式4)

特定医師実務経験証明書 (本人用)

令和 年 月 日

氏名	⑩	本籍地				
現住所						
生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男・女	
最終学歴及び年月	年 月 卒業・中退	医籍登録年月日及び番号	第	年 月 日	号	
現在の勤務先	所在地					
	名称					
精神障害者の診断治療に従事した期間及び病院等名	従事した期間	従事した病院等の名称				
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	計	年 ヶ月				
その他の診断治療に従事した期間及び病院等名	従事した期間	従事した病院等の名称				
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	計	年 ヶ月				
合計		年 ヶ月				

(注) 記載上の留意事項

1. 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。